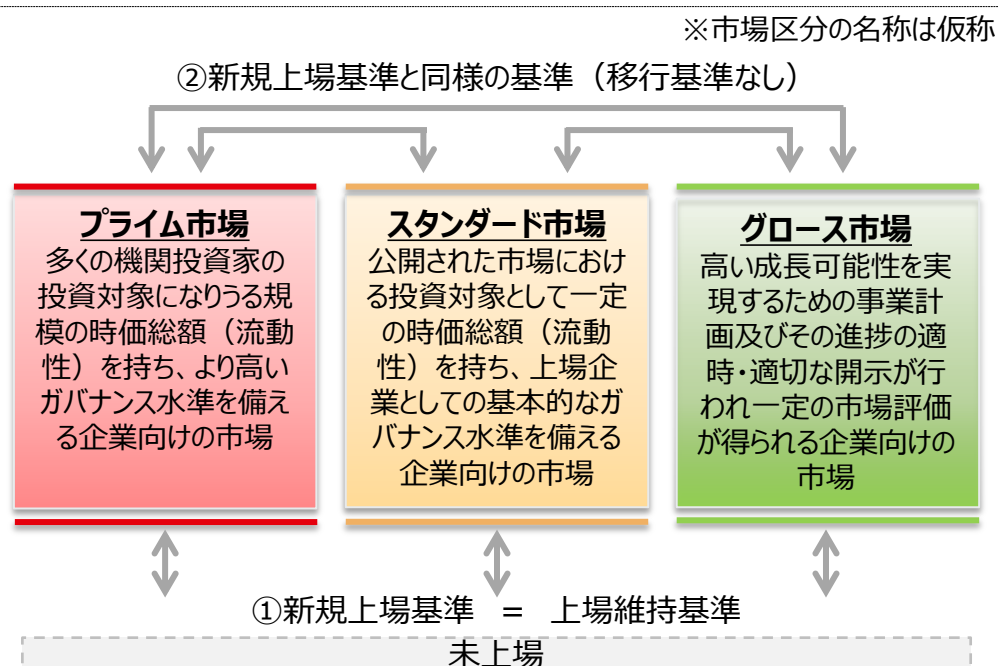


新市場区分の概要等について（サマリー）

<市場区分見直しの目的>

- 現在の市場区分を明確なコンセプトに基づく3つの市場区分に再編
⇒ 上場企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者からのより高い支持を得られる現物市場を提供

<新市場区分のコンセプト>



- 各市場区分において、時価総額（流動性）やコーポレート・ガバナンスその他のコンセプトを反映した基準を設ける

- ① 各市場区分の新規上場基準と上場維持基準は、原則共通化
 - ✓ 上場会社は、新規上場後も、新規上場基準の水準を維持し続けることが必要
- ② 各市場区分は独立しているものとし、市場区分間の移行に関する緩和された基準は設けず
 - ✓ 上場会社は、異なる市場区分への移行を希望する場合、移行先の市場区分への上場を申請し、新規上場基準と同様の基準の審査を受ける必要

<新市場区分の上場基準等の概要>

市場区分	考え方・ねらい	基準等（※1）
プライム	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な機関投資家が安心して投資可能な潤沢な流動性 ● 機関投資家との間の建設的な対話の実効性を担保する基盤 ● 安定的かつ優れた収益基盤・財政状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 流通株式時価総額100億円、売買代金1日平均0.2億円 ● 流通株式比率35%、コード全原則（※2） ● 利益25億円（最近2年計）/売上100億円・時価総額1000億円
スタンダード	<ul style="list-style-type: none"> ● 円滑に売買可能な流動性 ● 基本的なガバナンス水準 ● 安定的な収益基盤・財政状態 	<ul style="list-style-type: none"> ● 流通株式時価総額10億円 ● 流通株式比率25%、コード全原則 ● 利益1億円（最近1年）
グロース	<ul style="list-style-type: none"> ● 高い成長可能性についての投資家の適切な投資判断 ● 投資対象となる最低限の流動性 ● 成長段階を踏まえたガバナンス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画の合理性と上場後における継続的な開示 ● 流通株式時価総額5億円 ● 流通株式比率25%

（※1）流通株式の定義について、流動性が乏しいと考えられる株式を保有比率に関わらず流通株式から除外する想定（例えば、政策保有株などについて検討）

（※2）今後の改訂において、プライム市場を念頭に、より高い水準が示される想定

<新市場区分の選択>

- 各市場区分のコンセプトや上場基準を踏まえ、上場会社が主体的に選択
 - ✓ 選択にあたっては、市場選択申請書ほか選択先の市場区分に応じた書類を提出（例：プライム・スタンダード：CG報告書、グロース：事業計画）
 - ✓ 選択した市場区分の上場維持基準を満たしていない場合、新市場区分の上場維持基準適合に向けた計画を提出・開示することで経過措置の対象

現市場区分	選択区分	経過措置（※）
市場第一部	プライム	● 当分の間、現行の指定替え基準を上場維持基準として適用
市場第二部・JQスタンダード	スタンダード	● 当分の間、現行の上場廃止基準を上場維持基準として適用
マザーズ・JQグロース	グロース	

（※）当該経過措置については、当面、見直しを予定していないが、一斉移行日後の中期的な状況変化等を踏まえ、将来的に見直しを行う場合がある

新市場区分への移行に向けた今後の工程とスケジュール

<今後の工程>

- 円滑な制度移行を実現するため、まずは、現行制度の新規上場・市場変更等の基準に関して、新市場区分の基準を見据えた見直しを実施します
- その後、新市場区分の基準の詳細と、今後改訂が見込まれる「コーポレートガバナンス・コード」の内容を踏まえ、上場企業に市場選択に係る検討を行っていただきます
- 現時点において、新市場区分への一斉移行日は2022年4月1日を想定しています

<スケジュール>

時期	見直し事項	備考
2020年 3月	制度要綱の公表（現行制度の一部改正） ※意見募集手続の実施	■ 新規上場・市場変更基準等の改正
7月	現行制度の一部改正	■ 本改正後に申請する新規上場会社は、新市場区分の上場基準に近い枠組みで上場
2020年内	制度要綱の公表（新市場の制度） ※意見募集手続の実施	■ 新市場区分の上場基準の詳細 ■ 既上場会社の移行プロセスの詳細
2021年春～	コーポレートガバナンス・コードの改訂	■ プライム市場の上場会社を念頭に、より高い水準が示される想定
2021年 6月 末日	移行基準日	■ 上場会社に対して、7月末を目途に新市場区分の上場維持基準に適合しているか否かを通知
2021年 9月 ～12月	上場会社による市場選択手続	■ 新市場区分の上場基準と改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた選択 ■ 新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書の内容を開示（公衆縦覧）
2022年 4月	一斉移行日	■ 新市場区分への移行完了